

キリングroup贈収賄防止ガイドライン

1. キリングroupは、事業を行う国及び地域の贈収賄防止に関する法令とガイドラインの精神を十分に理解し遵守します。
2. キリングroupは、いかなる相手に対しても、事業を行う国及び地域の法令、ガイドライン及び社会慣習により適正と認められる範囲を超える不当な金銭、贈答、接待及びその他利益の提供又は受領(贈収賄行為)を禁じます。
3. キリングroupは、グループのビジネスに関連して、取引先や代理人等による贈収賄行為の事実を知った場合には、取引の継続をお断りします。
4. キリングroupは、すべての役員・従業員に対して、違反の発生を知った場合には、報告を求めます。